

# 第1章 計画の策定にあたって



# 1 計画策定の背景と目的

国は、子どもや若者に関する政策について、これまで少子化社会対策基本法や次世代育成支援対策推進法等に基づき、各種施策に取り組み、平成27(2015)年には子ども・子育て支援新制度が施行される等、子育て支援を急ピッチで進めてきました。

しかしながら、少子化の進行は止まらず、子育て家庭をめぐる環境変化は、子育て家庭の孤立と育児不安、虐待問題の深刻化等を招いています。

こうした子どもを取り巻く厳しい環境等を背景に、「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔として、令和5(2023)年4月にこども家庭庁が創設され、こども基本法が施行されました。こども政策は新たな展開を迎えています。

こども基本法に基づく「こども大綱」は、これまで別々に策定され、推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要な施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども政策を進めています。

さらに、こども基本法では、こども施策の策定にあたって、こども等の意見の反映に係る措置を講ずることとされています。こども家庭庁では、こども・若者意見反映推進事業(「こども若者★いけんぷらす」)を開始し、多様な手法でこども・若者から意見を聴き、施策への反映に向けて取組を進めています。

令和5(2023)年12月には、次元の異なる少子化対策の実現に向けて「こども未来戦略」が策定され、今後3年間の集中的な取組である「加速化プラン」が示されています。また、こどもの成長発達に特に重要な「はじめの100か月」について、社会全体でその重要性を共有し、こどもの育ちをともに支えるための羅針盤として、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」が策定され、政府全体で取組を推進しています。こどもの居場所づくりについても、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠であることから、「こどもの居場所づくりに関する指針」が策定され、多様なこどもの居場所づくりが進められています。

令和6(2024)年5月に策定された「こどもまんなか実行計画2024」では、政府としてスピード感をもって取り組んでいる加速化プラン等の少子化対策に加え、子どもや若者の権利の保障に関する取組や、子どもの貧困対策をはじめとする困難な状況にある子どもや若者・家族への支援等、幅広いこども政策の具体的な取組が一元的に示されました。

デジタル利活用が急速に進む中、保育、母子保健等、幅広い領域でこども政策のDX化に向けた取組が進められています。令和6(2024)年5月、国は、現在の少子化の進行等の状況や男女とも仕事と子育てを両立できる職場を目指す観点から、時限法である次世代育成支援対策推進法をさらに10年間延長しました。その実効性をより高めるとともに、男性の育児休業取得等をはじめとした仕事と育児の両立支援に関する事業主の取組をより一層促進するとしています。

我孫子市では、安心して子どもを産み育てることができ、のびのび成長していける環境を整えるため、平成16（2004）年度に「第一次我孫子市子ども総合計画」を策定し、子どもの育ちや子育てに関する施策を総合的に推進してきました。「第四次我孫子市子ども総合計画」が令和6（2024）年度末をもって終了することから、「第五次我孫子市子ども総合計画」を策定します。

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達過程にある者」と定義されています。同法の基本理念として、すべてのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしていることから、本計画の名称は、こどもをひらがな表記とし、「第五次我孫子市子ども総合計画」とします。

こども基本法において、市町村はこども大綱及び都道府県子ども計画を勘案して「市町村子ども計画」を作成することに努めることとされています。こども大綱は、こども基本法第9条第3項において、少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項各号に掲げる事項を含むものでなければなりませんとされています。

本計画は、「自治体子ども計画策定のためのガイドライン」に基づき策定するものです。これまでの子ども総合計画を継承し、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、放課後児童対策パッケージに基づく放課後児童対策推進のための行動計画を一体のものとして策定します。

また、こども基本法、こども大綱を勘案し、新たに、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を盛り込んだ市町村子ども計画とします。

さらに、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画も包含させることで、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会『こどもまんなか社会』の実現を目指し、子どもの育ちや子育てに関する取組の一体的な推進を図っていきます。

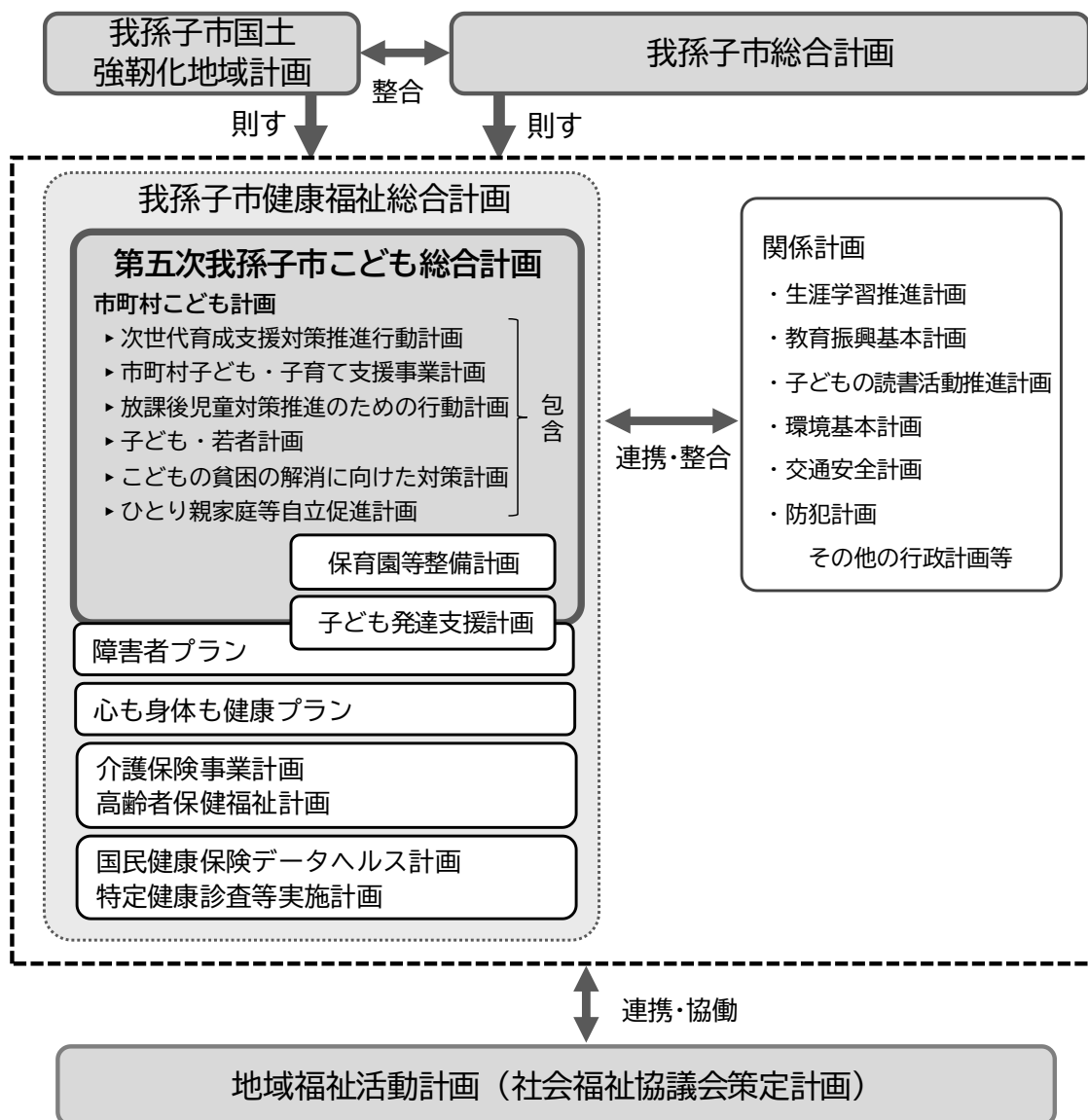
## 2 計画の性格と位置づけ

本計画は、市政の最上位計画である「我孫子市総合計画」に則して定める「我孫子市健康福祉総合計画」の下位計画として位置づけられる子ども部門の個別計画です。

さらに、本計画の部門別計画として、「保育園等整備計画」、「子ども発達支援計画」が位置づけられています。

本計画は、子育て支援に関連する次の法律等に基づく計画として位置づけます。

- ・ こども基本法に基づく…市町村こども計画 **新**
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく…地域行動計画
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく…市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・ 放課後児童対策パッケージに基づく…放課後児童対策推進のための行動計画
- ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づく…市町村子ども・若者計画 **新**
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律…市町村こどもの貧困の解消に向けた対策計画 **新**
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく…自立促進計画 **新**



また、国際社会が開発目標として掲げた「SDGs（持続可能な開発目標）」の視点に配慮し、事業を推進します。

本計画とSDGsの17の目標のうち「目標1：貧困をなくそう（貧困）」「目標3：すべての人に健康と福祉を（健康と福祉）」「目標4：質の高い教育をみんなに（教育）」「目標5：ジェンダー平等を実現しよう（ジェンダー）」「目標11：住み続けられるまちづくりを（安全）」「目標16：平和と公正をすべての人に（平和）」「目標17：パートナーシップで目標を達成しよう（協力）」が特に関係しています。



【SDGs とは】

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第四次我孫子市子ども総合計画 (令和2年度～令和6年度)									
					第五次我孫子市子ども総合計画 (令和7年度～令和11年度)				

### 4 計画の対象

本計画の対象の中心は、こども基本法におけるこども（心身の発達過程にある者）とします。さらに、妊産婦の健康や安心して子どもを出産し、子育てできる環境を整えることは、子どもの成長にとって重要であるため、妊産婦や子育てを行う家庭・保護者も対象に含みます。

### 5 こども、子ども、若者の定義

本計画における「こども」「子ども」「若者」は次のとおり定義します。

こども：心身の発達の過程にある者（こども基本法に基づく）

子ども：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者  
(子ども・子育て支援法に基づく)

若者：おおむね18歳から39歳までの者

(子供・若者育成支援推進大綱、こども大綱に基づく)

■ こども基本法

(定義) 第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

■ 子ども・子育て支援法

(定義) 第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

■ こども大綱

「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

■ 子供・若者育成支援推進大綱

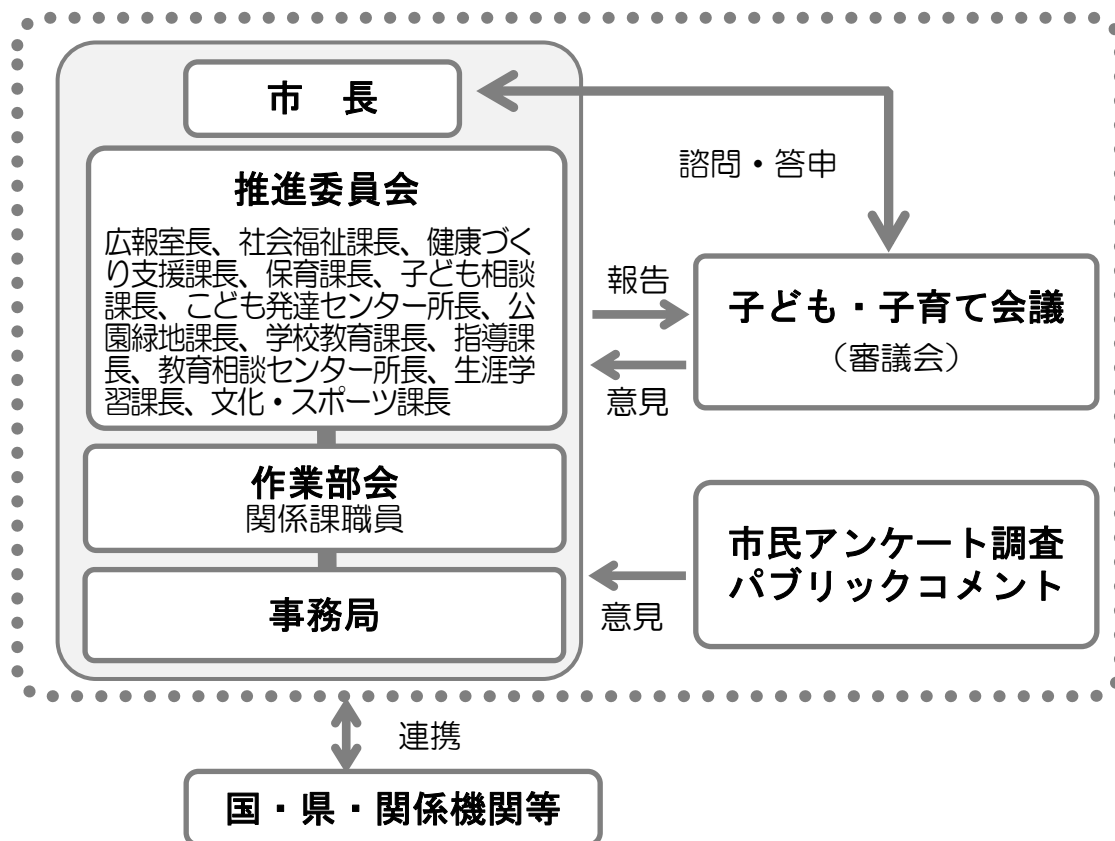
若者：思春期\*、青年期(おおむね18歳からおおむね30歳未満まで)の者。施策によっては、ポスト青年期の者(青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者)も対象とする。

\* 思春期の者は、子供から若者への移行期として、施策により、子供、若者それぞれに該当する場合がある。

※年齢の数は、民法143条により、年齢は誕生日を起算日とし、満期日(1年齢の期間が満了する日)は起算日にあたる日の前日とします。

## 6 計画の策定体制

### 第五次我孫子市こども総合計画 策定体制



○ 我孫子市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき設置するものです。市長の諮問機関である審議会として市民等が委員となり、本計画の策定や実施状況の点検及び評価、見直し等を行います。また、必要に応じて市長に意見を述べることもできます。

○ 子ども総合計画推進委員会

計画に関して課題の検討や調整を行う組織です。子ども支援課長を委員長とし、関係部署の課長等で構成されます。

○ 作業部会

子ども総合計画推進委員会に置くことのできる組織です。関係する部署の職員で構成され、計画策定の実務作業を行います。

○ 市民アンケート調査

令和5(2023)年度、令和6(2024)年度に、教育・保育サービスや地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向や子育て支援等についての調査を実施しました。本調査により、市民のニーズ・意見等を把握し、本計画策定の基礎資料としました。

○ パブリックコメント(意見募集)の実施

本計画(案)について、令和6(2024)年12月16日から令和7(2025)年1月15日までパブリックコメント(意見募集)を実施しました。また、こども基本法の基本理念に基づき、「子ども向けのやさしい概要版」を作成し、子どもや若者の意見も募集しました。